

測量業務共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>第102条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、<u>契約書第9条第1項</u>に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び担当監督員を総称していう。</p> <p>7. 「検査職員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、<u>契約書第32条第2項</u>の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、<u>契約書第10条第1項</u>の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>34. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p>	<p>第102条用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第11条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び担当監督員を総称していう。</p> <p>7. 「検査職員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第34条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第12条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>34. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p>
<p>第108条 調査職員</p> <p>3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、<u>契約書第9条第2項</u>に規定した事項である。</p>	<p>第108条 調査職員</p> <p>3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第11条第2項に規定した事項である。</p>
<p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、</p>	<p>第111条 提出書類</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、</p>

測量業務共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認をうけた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p>登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、契約時において、低入札防止対策基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認をうけた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>
<p>第116条 地元関係者との交渉等</p> <p>1. <u>契約書第12条</u>に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</p>	<p>第116条 地元関係者との交渉等</p> <p>1. 契約書第14条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。</p>
<p>第117条 土地への立ち入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、<u>契約書第13条</u>の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により</p>	<p>第117条 土地への立ち入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第15条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により</p>

測量業務共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>第118条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・平成30年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「福岡県県土整備部電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。</p> <p>第120条 検査</p> <p>1. 受注者は、<u>契約書第32条第1項</u>の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>第121条 修補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、<u>契約書第32条第2項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第122条 条件変更等</p> <p>2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。</p> <p>(1) <u>第116条第1項</u>に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。</p> <p>第123条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。</p>	<p>現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>第118条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、測量成果電子納品要領（国土交通省・令和6年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「福岡県県土整備部電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。</p> <p>第120条 検査</p> <p>1. 受注者は、<u>契約書第34条第1項</u>の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>第121条 修補</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、<u>契約書第34条第2項</u>の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第122条 条件変更等</p> <p>2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちにその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。</p> <p>(1) <u>第117条第1項</u>に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。</p> <p>第123条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。</p>

測量業務共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>(4) <u>契約書第31条</u>の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p> <p>第124条 履行期間の変更</p> <p>3. 受注者は、<u>契約書第23条</u>の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. <u>契約書第24条</u>に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第125条 一時中止</p> <p>1. <u>契約書第20条第1項</u>の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動 その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、第134条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。</p> <p>第126条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>契約書第28条</u>に規定する一般的損害、<u>契約書第29条</u>に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>第127条 受注者の賠償責任等</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>契約書第28条</u>に規定する一般的損害、<u>契約書第29条</u>に規定する第三者に及ぼ</p>	<p>(4) 契約書第33条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p> <p>第124条 履行期間の変更</p> <p>3. 受注者は、契約書第25条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 契約書第26条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p> <p>第125条 一時中止</p> <p>1. 契約書第22条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動 その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、第134条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。</p> <p>第126条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第30条に規定する一般的損害、契約書第31条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>第127条 受注者の賠償責任等</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第30条に規定する一般的損害、契約書第31条に規定する第三者に及ぼ</p>

測量業務共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>した損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) <u>契約書第41条</u>に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>第128条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、<u>契約書第34条</u>の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>第129条 再委託</p> <p>1. <u>契約書第7条第1項</u>に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。</p> <p>(1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等</p> <p>2. <u>契約書第7条第3項</u>ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。</p> <p>第130条 成果物の使用等</p> <p>1. 受注者は、<u>契約書第6条第5項</u>の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を<u>契約書第8条</u>に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p>	<p>した損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第43条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>第128条 部分使用</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第36条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p> <p>(1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合</p> <p>(2) その他特に必要と認められた場合</p> <p>第129条 再委託</p> <p>1. 契約書第9条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。</p> <p>(1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等</p> <p>2. 契約書第9条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。</p> <p>第130条 成果物の使用等</p> <p>1. 受注者は、契約書第8条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。</p> <p>2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第10条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</p>

測量業務共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和5年10月)	改 定 後 (令和6年10月)
<p>第 132 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年 法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 135 条 履行報告</p> <p>受注者は、<u>契約書第 15 条</u>の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>第 139 条 保険加入の義務</p> <p>1. 受注者は、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	<p>第 132 条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年 法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第 135 条 履行報告</p> <p>受注者は、契約書第 17 条の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>第 139 条 保険加入の義務</p> <p>1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>